## 豐橋市立特別支援学校整備連絡協議会設置要綱

(設置)

第1条 豊橋市が進める特別支援学校の整備にあたり、豊橋市立特別支援学校整備 連絡協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、豊橋市立特別支援学校の整備における必要な事項について意見 交換等を行う。

(委員の構成)

- 第3条 協議会は、委員15名程度をもって組織する。
- 2 委員は、別表に掲げる団体の構成員のうちから教育委員会が委嘱する。

(委員の任期)

- 第4条 委員の任期は、豊橋市立特別支援学校開校の日までとする。
- 2 委員に欠員が生じた場合、教育委員会は新たに委員を委嘱することができるものとする。

(会議)

- 第5条 協議会は、必要に応じて教育委員会が招集する。
- 2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、教育委員会教育政策課において行う。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に教育委員会が定める。

附則

この要綱は、平成23年10月13日から施行する。

## 別表(第3条関係)

団 体 名
愛知県教育委員会 財務施設課
愛知県教育委員会 特別支援教育課
愛知県立豊川養護学校
蒲郡市教育委員会 庶務課
田原市教育委員会 教育総務課
田原市健康福祉部
田原市社会福祉協議会
豊川市教育委員会 庶務課
こども発達センター
豊橋市野依校区自治会
豊橋市野依町自治会
豊橋障害者(児)団体連合協議会
豊橋市立小中学校特別支援教育研究部
豊橋市立南稜中学校
豊橋市立野依小学校
その他、教育委員会が必要と認める団体